

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月22日

【会社名】 GMOインターネット株式会社

【英訳名】 GMO internet, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 グループ代表 熊谷正寿

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 03(5456)2555

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 グループ管理部門統括 安田昌史

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 03(5456)2731

【事務連絡者氏名】 グループ総務部長 目黒隆幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年3月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月21日

(2) 決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

第1号議案 定款一部変更の件

当社の事業拡大に伴い、第3条（目的）に事業目的を追加

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）16名選任の件

次の者を取締役として選任

熊谷正寿氏、安田昌史氏、西山裕之氏、相浦一成氏、伊藤正氏、山下浩史氏、堀内敏明氏
有澤克己氏、新井輝洋氏、佐藤健太郎氏、児玉公宏氏、中條一郎氏、橋口誠氏、福井敦子氏
金子岳人氏及び林泰生氏

第3号議案 監査等委員4名選任の件

次の者を監査等委員として選任

武藤昌弘氏、小倉啓吾氏、郡司掛孝氏及び増田要氏

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額12億円以内と設定

< 株主提案（第5号議案から第10議案まで） >

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の廃止の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を廃止し、継続しない

第6号議案 定款一部変更の件（買収防衛策の導入方法）

買収防衛策の導入方法を定款に追加

第7号議案 定款一部変更の件（指名委員会等設置会社制度への移行）

指名委員会等設置会社への移行を定款へ追加

第8号議案 定款一部変更の件（取締役社長と取締役会議長の兼任禁止）

取締役社長と取締役会議長の兼任禁止を定款に追加

第9号議案 定款一部変更の件（累積投票による取締役選任について）

累積投票による取締役選任を定款に追加

第10号議案 取締役（監査等委員であるものを除きます。）の報酬額設定（少数株主の利益と連動する報酬体系の採用）の件

少数株主の利益と連動する報酬体系を採用するべく取締役の報酬総額

（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）を年額5億円以内と設定

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	904,715	1,100	932	(注)1	可決 93.36
第2号議案 取締役(監査等委員 であるものを除 く。)16名選任の件					
熊谷正寿	718,926	183,369	4,445	(注)2	可決 74.19
安田昌史	807,535	98,275	932		可決 83.33
西山裕之	807,910	97,900	932		可決 83.37
相浦一成	807,875	97,935	932		可決 83.37
伊藤正	807,519	98,291	932		可決 83.33
山下浩史	807,855	97,955	932		可決 83.37
堀内敏明	807,533	98,277	932		可決 83.33
有澤克己	807,462	98,348	932		可決 83.33
新井輝洋	807,408	98,402	932		可決 83.32
佐藤健太郎	807,426	98,384	932		可決 83.32
児玉公宏	807,538	98,272	932		可決 83.33
中條一郎	807,851	97,959	932		可決 83.37
橋口誠	804,083	101,727	932		可決 82.98
福井敦子	807,409	98,401	932		可決 83.32
金子岳人	862,804	43,006	932		可決 89.04
林泰生	861,372	44,438	932		可決 88.89
第3号議案 監査等委員4名選任 の件					
武藤昌弘	802,737	103,032	932	(注)2	可決 82.84
小倉啓吾	804,612	101,159	932		可決 83.03
郡司掛孝	664,543	237,713	4,445		可決 68.58
増田要	813,161	92,610	932		可決 83.91
第4号議案 取締役(監査等委員 であるものを除 く。)の報酬額設定 の件	875,404	17,334	0	(注)3	可決 90.34
第5号議案 当社株式の大規模買 付行為に関する対応 方針(買収防衛策) の廃止の件	376,840	529,877	0	(注3)	否決 44.78

第6号議案 定款一部変更の件 (買収防衛策の導入 方法)	372,158	534,579	1	(注1)	否決 44.30
第7号議案 定款一部変更の件 (指名委員会等設置 会社制度への移行)	95,963	807,260	3,514		否決 15.79
第8号議案 定款一部変更の件 (取締役社長と取締 役会議長の兼任禁 止)	158,312	744,910	3,514		否決 22.23
第9号議案 定款一部変更の件 (累積投票による取 締役選任について)	140,915	765,819	1		否決 20.43
第10号議案 取締役(監査等委員 であるものを除きま す。)の報酬額設定 (少数株主の利益と 連動する報酬体系の 採用)の件	5,261	887,580	0	(注)3	否決 6.43

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。